

〔通知預金〕

項 目	内 容
1.商品名	通知預金
2.販売対象	制限ありません。
3.期間	定めはありません。 ただし、7 日間の据置期間が必要です。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 50,000 円以上 1 円単位
5.払戻（支払）方法	解約時に元金と利息を一括してお支払いします。 ただし、解約する日の 2 日前までに支払いの通知が必要です。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	当行所定の利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 解約時に一括してお支払いします。 毎日の最終残高 50,000 円以上について付利単位を 10,000 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 なお、法人の場合は地方税は課税されません。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	不要です。
8.付加できる特約事項	少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.中途解約時の取り扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利率とともにお支払いします。
10.重要事項について	①この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） ②この預金は 7 日間の据置期間が必要です。 ③この預金の解約にあたっては、解約をする日の 2 日前までに通知を必要とします。
11.その他参考となる事項	この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
12.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772